

令和5年度計画

介護職員処遇改善計画事業の実施について

介護職員処遇改善の取り組みとして平成23年度まで実施していた「介護職員処遇改善交付金」による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金相当分として円滑に介護報酬に移行し、平成24年度の介護報酬改定において、「介護職員処遇改善加算」として介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものです。平成27年度の介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」を拡充されましたが、平成29年4月1日から更に介護の現場で働く介護職員の処遇改善を図るため、「介護職員処遇改善加算」の拡充が行われました。

平成27年度の介護報酬改正においては、事業主が介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取組がより一層促進されるよう加算を拡充したものです。平成29年度介護報酬改定の基本的考え方とその対応は事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設しております。令和4年4月より「介護職員処遇改善支援補助金」が支給され、その後、令和4年10月より新たにベースアップ等支援加算が開始されました。対象が介護職員、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善を充てることができるよう柔軟な運用となりました。

引き続き活用し令和5年度も介護職員処遇改善計画に基づき実施していきます。

尚、今年度より評価項目を加算により算出し人事考課制度に基づき、介護職員ごとに評価点を算出した上で介護職員処遇改善額を支給致します。

○加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

サービス区分	介護職員処遇改善加算（I）
介護福祉施設サービス	8.3%
（介護予防）短期入所生活介護	8.3%
（介護予防）通所介護	5.9%

この加算は介護職員1人月額37,000円相当の改善となるよう設定されており平成29年度の改正において介護職員1人当たり月額10,000円相当増引き上がる仕組みとなっています。

令和5年度も同額の改善となる見込みです。

○賃金改善計画

介護職員の賃金改善に充当するための加算額（推計）

別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算(施設・事業所別備表)													
法人名 社会福祉法人 外務													
処遇改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に転記)											16,785,240		
介護保険事業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 単位数[単 位] (a)	1単位あた りの単価 [円] (b)	処遇改善加算				処遇改善加算 の見込額[円] (a×b×c×d)	
								新規・継続 の別	算定する 加算の区 分	加 算 率 (c)	算定対象月 (d)		
1	1277400030	千葉県	千葉県	御宿町	特別養護老人ホーム外務	介護老人福祉施設	1,313.073	10.00	継続	加算 I	8.3%	令和 5 年 4 月~令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	13,078,200
2	1277400030	千葉県	千葉県	御宿町	特別養護老人ホーム外務	(介護予防)短期入所生活介護	194.847	10.00	継続	加算 I	8.3%	令和 5 年 4 月~令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,940,640
3	1277400022	千葉県	千葉県	御宿町	デイサービスセンター外務	通所介護	247.037	10.00	継続	加算 I	5.9%	令和 5 年 4 月~令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,749,000
4	1277400022	御宿町	千葉県	御宿町	デイサービスセンター外務	通所型サービス(総合事業)	2,459	10.00	継続	加算 I	5.9%	令和 5 年 4 月~令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	17,400
5	1277400022	いすみ市	千葉県	いすみ市	デイサービスセンター外務	通所型サービス(総合事業)	0	10.00	継続	加算 I	5.9%	令和 5 年 4 月~令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0

特養+ショート+デイ+日常総合事業=16,785,240 円(令和 5 年計画額)

介護職員処遇改善加算総額

$$\begin{aligned} & \textcircled{5} 16,785,240 \text{ 円} - (\text{法定福利費他 } 17\%) = 13,931,749 \text{ 円} \div \text{介護職員 } 30 \text{ 名 (令和 5 年度事業計画)} \\ & = 464,391 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} \\ & = 38,699 \text{ 円} \\ & \approx 38,000 \text{ 円程度 (月額)} * \text{介護職員積算見込み額} \end{aligned}$$

介護職員処遇改善計画書（令和 5 年度申請用）に記載された額は、確定額ではありません。
運営状況（利用者の要介護度の変更、稼働率、職員の増減）に応じて変動があり得ます。

○賃金改善期間

令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月まで

○賃金改善方法

賃金改善に要する見込み額

一人当たり月額平均 38,000 円程度（法定福利費及び事業主負担分等を控除した額）

*介護職員処遇改善計画書（令和 5 年度申請用）に記載された額は、あくまで見込み額でありますので、運営状況（利用者の要介護度の変更、稼働率、職員の増減）に応じて変動があり得ます。

○支給方法

① 12 月の賞与時に処遇改善一時金手当を支給する。

常勤職員 3,000 円

短時間職員 1,500 円

②月額支給する。(支給日：毎月給与日)

職員は月末在籍する介護職員に対し、翌月手当として支給する。

非常勤職員は10日に在籍する介護職員に対し、常勤換算率により按分して当月支給する。

一人当たり 30,000 円×12 か月を手当として毎月支給する。(常勤換算率有)

但し、令和5年4月～令和6年3月までの介護職員処遇改善加算総額の増減調整を翌年4月末差額支給する。

例) 464,391 円 (1人当たり支給額) - (30,000 円×12 ヶ月) = 104,391 円を4月末支給
(R6.3月分介護保険請求完了後決定します。)

○その他

令和6年度以降も別途申請することと成りますが、詳細については追って報告します。

また、令和6年度以降も評価項目を加算により算出し人事考課制度に基づき、介護職員ごとに評価点を算出した上で介護職員処遇改善額を支給する予定です。

キャリアパス要件

要件 I

○介護職員任用の際における職責又は職務内容等の要件

別紙、就業規則・給与規程・組織管理規程・職能資格等級要綱の通り
又は雇用契約書の通り

要件 II

○介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標

リスクマネジメント会議、施設内研修をカンファレンス方式で実施する。

その内容を充実させ個々の資質向上を図るために、資格取得及び研修を受講する。

(資格取得の支援として、研修受講の為の勤務調整、旅費交通費、研修費の援助等・喀痰吸引等
研修費補助)

・リスクマネジメント会議

お客様の重度化に伴い、介護・医療面等で様々なリスクが高まっている。

リスクマネジメント会議を開催する事で、発生状況の共有共感・取り組み内容の方向性統一を図る。

*カンファレンス方式で開催する事で、事故の発生に対しお互い共有共感する事で精神的負担軽減へつなげる。

・施設内研修

目標① 連携・チームと組織力の強化

- ・全部署が時間を共有する中で、連携を身を以って学ぶ、他者から学ぶ、他者を認める
他職種の意見を聞く（＝傾聴）ことで他者（他部署）を理解する、認める
- ・グループワークで協調性、連帯を学ぶ

目標② 考えられる力を養う

- ・施設内研修はあくまでもきっかけにすぎない。基本は自分で学ぶこと
- ・「発言」質問に対し自分の考えを述べる（正解、不正解は関係なし） 説明力 責任性
- ・自分自身の伸びしろを感じる＝自分の成長を把握する
自分の考えを残す 振り返りを行う 成長を自覚することで自信につなげる（モチベーションにつなげる）
- ・決められた時間内で意見をまとめる「継続は力なり」

目標③ 目標管理の徹底

- ・研修参加目的をもって参加する
- ・だれのために学ぶのか（自分のため・チームのため）

令和5年度 施設内研修計画 年3回 45分間

開催日	テーマ	内容
6月	身体拘束について	身体拘束を通して、ケアの質について考える（DVD）
11月	身体拘束について	グループワーク
2月	KY演習	グループワーク

要件Ⅲ

○経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づく定期に昇給を判定する仕組みを設ける

- ・経験に応じて昇給する仕組み
「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること
- ・一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み
「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
(別紙) 給与規程・職能資格等級要綱・人事考課要綱（人事考課マニュアル）のとおり

令和5年度計画

介護職員等特定処遇改善計画事業の実施について

○加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

サービス区分	介護職員等特定処遇改善加算（I）
介護福祉施設サービス	2.7%
（介護予防）短期入所生活介護	2.7%
（介護予防）通所介護	1.2%

○賃金改善計画

介護職員の賃金改善に充当するための加算額（推計）

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	1月あたり 介護報酬単 位数(単位) (a)	1単位 あたりの 単位数(円) (b)	新機 ・職給 の別	算定する特定 加算の区分	加算 率(c)	介護福祉士配置等要件	算定対象月												特定加算の算定 額(円) (a×b×e×f)
		都道府県	市区町村									令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年		
1	1277400030	千葉県	御宿町	特別養護老人ホーム外務	介護老人福祉施設	1,313,072	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	4,254,360	
2	1277400030	千葉県	御宿町	特別養護老人ホーム外務	(介護予防)短期入所生活介護	194,847	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	631,320	
3	1277400022	千葉県	御宿町	デイサービスセンター外務	通所介護	247,037	10.00	継続	特定加算 I	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	355,680	
4	1277400022	御宿町	千葉県	御宿町	デイサービスセンター外務	通所型サービス(総合事業)	2,456	10.00	継続	特定加算 I	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	3,600
5	1277400022	いすみ市	千葉県	いすみ市	デイサービスセンター外務	通所型サービス(総合事業)	0	10.00	継続	特定加算 I	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	0

特養+ショート+デイ+日常総合事業=5,244,960円(令和5年計画額)

介護職員処遇改善加算総額 5,244,960円

●法定福利費を含む場

① 総加算支給額（自動計算） 437080 円/月 (総額見込み年間÷12か月)

②分配人数 ①経験・技能のある介護職員
②他の介護職員
③その他の職員

③平均賃金改善額 1人あたり改善額目安
①経験・技能のある介護職員 } 6,071円~24,283円
②他の介護職員 }
③その他の職員 }
総加算支給額 437,080 円/月

①経験・技能のある介護職員

＊次の条件を満たす介護職員を①「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は人事考課、キャリアパスシート及び勤務成績評価シートを踏まえ決定する。

- ・職員として10年以上経験のある介護職員（他法人の実務経験を含む）
- ・介護福祉士の資格を有する者
- ・リーダー同等役職者である者
- ・考課ランク B 以上である者

②他の介護職員

- ①以外の介護職員

③その他の職員

年収 440 万円以下の条件を満たす職員

＊支給の平均支給額が①：②：③＝4：2：1の割合になるように算出する。

支給見込み

区分	評点	月額（特定処遇改善額）
①経験・技能のある介護職員	22 点以上	3,500 円～21,000 円
②他の介護職員	5 点～21 点	
③その他の職員	21 点以下	

○評価加算内容

評価項目を加算により算出し合計額を計算し介護職員ごとに評価点を算出する

資格	職員	準職員	嘱託
非常勤	非常勤（短）	勤続5年以上	勤続10年以上
規程の時間	2シフト可能	3シフト以上可能	夜勤可能
曜日制限無	土日祝祭出勤可能	8時間可	送迎運転可

介護職員等特定処遇改善計画書（令和5年度申請用）に記載された額は、あくまで見込み額です。運営状況（利用者の要介護度の変更、稼働率、職員の増減）に応じて変動があり得ます。

○賃金改善期間

令和5年4月～令和6年3月まで

○賃金改善方法

賃金改善に要する見込み額

各ランク項目の平均賃金額（法定福利費及び事業主負担分等を控除した額）を介護職員等特定処遇改善計画書（令和4年度申請用）に記載された額

＊あくまで見込み額でありますので、運営状況（利用者の要介護度の変更、稼働率、職員の増減）に応じて変動があり得ます。

○支給方法

月額支給する。(支給日：毎月給与日)

職員は月末在籍する介護職員に対し、翌月手当として支給する。

非常勤職員は10日に在籍する介護職員に対し、常勤換算率により按分して当月支給する。

介護職員の雇用条件等により算出した評価点を介護職員等特定処遇改善加算総額より比率により算出した額×12か月を手当として毎月支給する。

但し、令和5年4月～令和6年3月までの介護職員等特定処遇改善加算総額の増減調整を翌年4月末に調整額として(支給基準日に在職する該当する職員のみ)差額支給する。

例) 令和2年度介護職員等特定処遇改善加算総額 (R6.3月分介護保険請求完了後決定)

－ (支給額12ヵ月分) 法定福利費含む

＝差額 ÷ (支給基準日に在職する該当する職員総数) × 個人別評価点割合

＝個人支給額

○その他

令和6年度以降も別途申請することと成りますが、詳細については追って報告します。

令和5年度計画

ベースアップ等支援加算計画事業の実施について

○加算の仕組み

加算は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定することとし、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

サービス区分	ベースアップ等支援加算
介護福祉施設サービス	1.6%
(介護予防) 短期入所生活介護	1.6%
(介護予防) 通所介護	1.1%

○賃金改善計画

介護職員の賃金改善に充当するための加算額（推計）

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別備表)													
法人名 社会福祉法人 外房											ベースアップ等加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2(2)①に転記)		3,224,520
介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬単位数[単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	ベースアップ等加算				介護職員等ベースアップ等支援加算の見込額 (a×b×i×m) [円]	
		都道府県	市区町村					新規・継続の別	加算率 (i)	算定対象月 (m)			
1	1277400030	千葉県	千葉県	御宿町	特別養護老人ホーム外房	介護老人福祉施設	1,313,073	10.00	継続	1.6%	令和5年4月~令和6年3月 (12ヶ月)	2,521,080	
2	1277400030	千葉県	千葉県	御宿町	特別養護老人ホーム外房	(介護予防)短期入所生活介護	194,947	10.00	継続	1.6%	令和5年4月~令和6年3月 (12ヶ月)	374,160	
3	1277400022	千葉県	千葉県	御宿町	デイサービスセンター外房	通所介護	247,037	10.00	継続	1.1%	令和5年4月~令和6年3月 (12ヶ月)	326,040	
4	1277400022	御宿町	千葉県	御宿町	デイサービスセンター外房	通所型サービス(総合事業)	2,459	10.00	継続	1.1%	令和5年4月~令和6年3月 (12ヶ月)	3,240	
5	1277400022	いすみ市	千葉県	いすみ市	デイサービスセンター外房	通所型サービス(総合事業)	0	10.00	継続	1.1%	令和5年4月~令和6年3月 (12ヶ月)	0	

特養+ショート+デイ+日常総合事業=3,224,520円(令和5年計画額)

ベースアップ等支援加算総額 3,224,520円

●法定福利費を含む

① 総加算支給額 (自動計算) 268,710円/月 (総額見込み年間÷12か月)

②分配 ①介護職員・
②その他の職員

③平均賃金改善額 1人あたり改善額目安

①介護職員 }
②その他の職員 } 平均 5,125円 +賞与支給

総加算支給額 268,710円/月

○対象

介護職員。但し、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用ができるため、全職員と準職員を対象とする。

○評価加算内容

評価項目を加算により算出し合計額を計算し職員ごとに評価点を算出する。
賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の 2/3 は介護職員等のベースアップ等に使用する。

職 員	嘱託	準職員
勤続 5 年以上	勤続 10 年以上	役職

介護職員等特定処遇改善計画書（令和 5 年度申請用）に記載された額は、あくまで見込み額です。
運営状況（利用者の要介護度の変更、稼働率、職員の増減）に応じて変動があり得ます。

○賃金改善期間

令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月まで

○賃金改善方法

賃金改善に要する見込み額

各ランク項目の平均賃金額（法定福利費及び事業主負担分等を控除した額）をベースアップ等支援加算等処遇改善計画書（令和 5 年度申請用）に記載された額

*あくまで見込み額でありますので、運営状況（利用者の要介護度の変更、稼働率、職員の増減）に応じて変動があり得ます。

○支給方法

加算額の 2/3 以上をベースアップとして月額支給する。（支給日：毎月給与日）

職員は月末在籍する職員に対し、翌月手当として支給する。

非常勤職員は 10 日に在籍する準職員に対し、常勤換算率により按分して当月支給する。

条件等により算出した評価点をベースアップ等支援加算総額より比率により算出した額×12 か月を手当として毎月支給する。

但し、6月又は 12 月賞与時に一時金として支給することができ、令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月までのベースアップ等支援加算総額の増減調整を翌年 4 月末に調整額として（支給基準日に在職する該当する職員のみ）差額支給する。

例）令和 5 年度ベースアップ等支援加算総額（R6.3 月分介護保険請求完了後決定）

$$\begin{aligned} & - \text{（支給額 12 ヶ月分）法定福利費含む} \\ & = \text{差額} \div \text{（支給基準日に在職する該当する職員総数）} \times \text{個人別評価点割合} \\ & = \text{個人支給額} \end{aligned}$$

○その他

令和 6 年度以降も別途申請することと成りますが、詳細については追って報告します。

